

新型コロナウイルス感染症対応について (3民BCP)

1 想定

- 3民職員の一人から陽性反応
- 3階で勤務する職員全員に濃厚接触のおそれありとされ、2週間の出勤停止措置
- 3階執務室の消毒作業後2, 3日間は立入禁止（立入禁止期間は流動的）
- 記録、システムを使用する必要があるため、応援書記官は解禁後3階執務室で執務

2 緊急業務

- (1) 不動産強制競売
 - ・開始決定
 - ・執行停止・取消
 - ・期日取消
 - ・開札期日が近接しているもの【P】
- (2) 債権執行
 - ・発令
 - ・執行停止・取消
 - ・配当期日取消
- (3) 保全
 - ・無審尋事件の場合
 - ・審尋期日取消
 - ・執行取消
- (4) 破産
 - ・保全管理命令
 - ・期日取消

※DV事件は、いきなり申立てがあることはまず想定されない。相談があった場合には警察を案内する。人身保護も同様。

3 必要人数

裁判官3人、書記官7人、事務官1人（訟廷から）

※裁判官の割当てについては、日替わりでフロアを指定し、その日に対応できる裁判官が担当する（1民を除く。）。

※書記官の割当てについては、執行経験者を基本に各部から1名選出する（1民を除く。）。7人のうち1人は管理職員とする。各部で次順位の応援者を決めておき、5日を目途に交代することが考えられる。

※次席書記官（3民担当）は全体を指揮する。

4 処理手順

- 処理中の記録の所在、処理方法等は、自宅待機中の3民担当者に電話等で確認
- 不動産、債権については他のユーザーでもシステム利用できるよう準備
- 保全はシステムなし
- 帳票データの入ったUSB、BCP用事務処理マニュアルを準備